

8 施設（入所・通所）

詳細は別冊「障害福祉サービスガイドブック」、「ささえーる」を参照ください。

1 18歳未満の施設（児童）

施設の種類	施設の内容	相談・申込先
1. 福祉型障害児入所施設	施設入所が必要な知的障害児が入所できます。ここでは児童を保護するほか、自活に必要な知識や技能などを教えています。	北海道帯広児童相談所 東1条南1丁目1 ☎ 22-5100
2. 重度心身障害児施設	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童が入所できます。ここでは児童を保護し、治療や日常生活の指導などを行っています。	

2 18歳以上の入所・入居施設

これらの手続きの担当課は、障害福祉課です。

(1) 施設への入所

18歳以上の場合、障害福祉サービスの中に施設入所支援があります。十勝管内や道内外にある施設への入所も出来ます。

(2) グループホームへの入居

上記(1)の施設以外に、障害福祉サービスの中にはグループホームがあり、地域社会で生活することができます。

ここには、世話人が配置され、家事支援、日常生活の相談などのほか、必要に応じて食事や入浴、排泄などの介護も受けることができます。

また、ここから一般企業への就労や、通所して就労の訓練等を受けることもできます。

3 事業所等への通所

(1) 障害福祉サービス事業所が提供する通所サービス

障害福祉サービスのうち、事業所へ通所して受けるサービスとして、生活介護・就労移行・就労継続支援・生活訓練などがあります。

これらは、事業所と契約を交わした後、事業所へ通所し、サービスの提供を受けることとなります。

事前に障害福祉課へ申請し、支給決定を受ける必要があります。

(2) 在宅者の地域活動支援センターへの通所

在宅の知的障害者（児）等の社会参加を目指した地域活動支援センター等があります。